



東京税理士会日本橋支部会報

第129号
 平成23年8月4日

東京税理士会日本橋支部
 〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10
 ホックク人形町ビル
 ☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
 ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤山清春
 編集人 広報部長 高橋美津子
 印刷 (株) 税 経



知床半島 オシンコシンの滝 (広報部)

税界放談

この度の東日本大震災で、被災された方々は、家族や家、財の多くを失った。震災から4カ月を経過したのに、いまだに復旧、復興の大方針が決定されない、足かせとなっている。原発の崩壊による、放射能汚染と電力不足、国民はどうすれば良いのだろうか。

どのような、方針を立てようとするか。実行するには資金が必要で、調達した後にはすべて税金で埋めなければならぬ、その為には消費税の増税の案が出ている、当然のことながら、多くの国民で負担し合うとなれば、消費税が一番適しているのかも知れない。

国の借金は925兆円に達する状況であるにも関わらず、政策は、ばらまきと思える様なものが散見でき、マネーフレストに掲げて支持を得たのだから、何が何でも実行するとのスタンスは、状況が変わるのであるから変更して当然と考える。

個人が保有する、金融財産は1,400兆円と言われているが、それも国家の財政が成り立っていること、増税なしに、景気の回復で、税収が増加してなどと悠長なことを言っている場合ではない。ギリシャの財政危機を見るに、他人ごととは思えない。入りを計り出を制し、老後が安心できる政策を期待したい。多少の税負担が増えても良いと考えるが。(T・A)

日本橋支部定期総会が平成23年6月21日(火)午後3時15分からロイヤルパークホテル春海の間で開催された。

開会に先立ち総務部長から平成22年度中に逝去された会員4名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

東京税理士会 日本橋支部

平成22年度 定期総会



定期総会は総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第22条第1項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は897名であり本日の出席会員数は561名(委任状出席を含む)で本



総会は開催要件を満たしているとの報告があった。

議事に先立ち、藤山副支部長が開会の辞を述べた。次いで中島支部長が挨拶を述べた後、会務報告を行った。

今日は年に1回の総会である。4年前に支部長に就任して満4年になる。その間前河原支部長が曳いたレールを引き継ぎ一生懸命務めてきた。支部の風通しも良くなり事務局の環境も良くなったのではないかと自負している。就任して3つの方針を打ち出した。

① 研修活動

研修部長には非常に良くやっていただき、東京会の中でも有数の誇れる研修を実施していただいた。

② 厚生活動

支部の厚生活動は、同好会6つ在る。ゴルフ

平成23年6月21日
於：ロイヤルパークホテル

開催される



部・野球部・テニス部・カラオケ部・囲碁部・ボーリング部それぞれ活発に活動している。特に野球部は今年の春の大会では優勝が濃厚であったが、3月11日の大震災により中止となり残念であった。秋の大会に向かって部員一同頑張っているので応援をお願いしたい。

③ 広報活動

会報「にほんばし」を年4回発行している。以前は年3回であったが、6月の支部総会・7月の税務署の人事異動の後の支部長と署長の挨拶が10月になって会員に届くのでは遅いと思い、8月の初めに追加していただいた。広報部長の尽力で充実した会報が毎回発行されている。

支部長として最後の総会であるので、活発な意見を出していただきたい。

支部規則第23条により議長を成田一正会員に選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には野本徳治会員、久野二実会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成22年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第2号議案 平成22年度決算報告承認の件

中沢経理部長より詳細な報告がされ、その後小峰

監事より監査報告がなされた。相互に関連があるため第1号議案、第2号議案は一括上程され一括審議の結果賛成多数で承認された。

第3号議案 顧問並びに相談役委嘱の件

支部長・中島美和会員を支部顧問に、副支部長・岡田昇会員を支部相談役にそれぞれ委嘱することを議場に諮り拍手多数にて承認された。

第4号議案 平成23年度事業計画承認の件

第5号議案 平成23年度予算案承認の件

第4号議案、第5号議案も相互に関連があるため一括上程となった。各部長、各委員長より詳細な説明があり一括審議の結果賛成多数で承認された。各議案とも原案どおり承認され、議事は終了した。

報告事項

1. 平成23年度支部役員選挙の経過並びに当選結果

板橋則雄役員選挙管理委員長より、今回東京会並びに支部役員選挙は改正され初めての選挙であり、選挙規則は改選の年の前年の12月中に実施することになり、平成22年11月15日に役員選挙の要領並びに候補者の届出文書を発送し、24日立候補者を締切った。その結果定数どおりの立候補者となり選挙なしで当選者が確定した。

2. 会員表彰など

表彰規程第2条第1項3号該当者（税理士業務に25年以上従事し65歳以上）13名のうち総会出席者4名の方に西村新東京税理士会副会長より賞状と記念品が贈呈された。

引き続き表彰規程第2条第1項4号該当者（役員歴10年以上、満60歳以上）2名、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し65歳以上）7名、叙勲受章者披露、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者の披露がなされた。

その後、来賓である東京税理士会副会長 西村新氏、日本橋税務署長 姉崎正榮氏、中央都税事務所長 高橋尚之氏から祝辞をいただいた。

次に、電子申告推進功労者特別表彰受賞者の安田信彦会員に中島支部長より表彰状と記念品が贈呈された。

最後に藤山新支部長より中島支部長に花束贈呈が行われた。

岡田副支部長の閉会の辞で、平成22年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



支部長就任のご挨拶

ふじやまきよはる
支部長 藤山清春

暑中お見舞い申し上げます

この度、日本橋支部総会におきまして支部長に就任しました藤山（フジヤマ）です。名前は清春（キヨハル）と申します。羊年生まれですが辞書を食したことはありません。

名前の「清」の字のサンズイを取りますと「アオハル」つまり「青春（セイシュン）」になります。

私は、この「青春」という文字も音感も大好きで、メールアドレスやパスワードの一部に使用しています。また、スナックのボトルも「青春」です。

さて、中島美和前支部長は、頭脳明晰で、年齢は私より随分若く、かつ、フットワークも抜群で、会務に精通されておられました。私は前支部長に比べますと、何一つとして勝るものを持ち合わせていませんが、副支部長に経験豊かな浅見達雄氏を筆頭に、本田純二、木下純一、滝口利子の各氏、部長に、俊敏で気配りにも長けた佐々木則司総務部長をはじめ、青木久直研修部長、高橋美津子広報部長、大澤昭人厚生部長、井上眞一組織部長、中沢勇経理部長、高木武彦綱紀監察部長、齋藤郁夫税務支援対策部長、さらに、副部長8名、部員20名の幹事の方は、どなたも素晴らしい方です。

加えて、本会理事として活躍されておられます超ベテランの若狭茂雄氏をはじめ、坂下眞一郎、福本光男、山本勝、花山三郎の各理事を擁する幹事会は、会員の負託に十分に答えることができる体制であると確信しています。

これからも、「万年青春」の気持ちを持ち続け、日本橋支部の伝統を守り、かつ、ヤングパワーと斬新なアイデアを取り入れて、時代の変遷に即応した会務の遂行に邁進する所存でございます。

会員の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

支部運営の重点施策としまして、研修活動、広報活動及び厚生活動は、継続して取り組みたいと思います。

特に研修活動は、さらに充実を図るため研修部員を1名増員するとともに、税務雑談室に室長ポストを設け中島美和前支部長に委嘱いたしました。

これから取り組みたいことは沢山ございます。既に、各部には検討をお願いしていますが、その中でも震災対策が急務であると考えています。

当支部の緊急連絡網は、必要に応じて改定していますが、残念なことに、本年の3月11日に発生した東日本大震災の際は機能しませんでした。

当日は、交通手段や通信手段の遮断により、事務所に宿泊された方、出張先から事務所に戻れなくなった方、やむを得ず徒歩で帰宅を余儀なくされた方など、大変ご苦勞をされた方が多かったと思います。

余震が続く中、支部事務局に駆けつけられた方や徒歩で会員の安否と被災状況の把握に走り回られた方もおられました。多くの高層ビルを訪問し、エレベーターの運転停止による階段の上り下りは重労働であったと思います。

ご苦勞されました会員に心から感謝申し上げます。

ところで、後者の会員の行動は、現在のピラミッド型の連絡システムに一石を投じた出来事であったと思います。

そこで、発想を転換し、支部事務局で情報を集中できる連絡体制も必要ではないだろうかと考えています。

関東では、近い将来、かなり高い確率で、大型地震が発生すると言われていますが、度重なる余震は緊張感を麻痺させています。既に多くの企業や公立の小・中学校等では、緊急の際のメールによる情報収集システムが導入されています。

東京会と連絡を密にして、緊急時の情報収集システムを構築し、併せて支部事務局の震災対策及び非常食や飲料水等の保存並びに避難訓練等、総合的な震災対策の実現を目指したいと思います。

福島原発事故は、全世界に警鐘を鳴らし、わが国では電力不足が深刻な問題となりました。

まずは、今年の猛暑をいかにして乗り切るのか、待ったなしです。

がんばろう 日本！

会員の皆様のご健勝を心から、祈念申し上げます。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 わか お せい いち 若尾 誠一

はじめに、このたびの東日本大震災により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、八王子税務署長から転任してまいりました若尾でございます。

姉崎前署長同様、よろしく願い申し上げます。

日本橋地区は、江戸時代から我が国の経済、商業の中心として栄える一方、地域の特徴を活かした再開発事業にも積極的に対応されており、こうした江戸と東京の歴史と伝統が息づく日本橋の地において、税務行政に携わることができまことは誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度も、「税を考える週間」における各種行事をはじめ、確定申告期における無料申告相談の実施や確定申告電話相談センターへの相談員派遣、更には、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

来年の確定申告期における申告書の作成・指導は、東京国税局の合同会場で行うこととなりますが、円滑な実施に向けまして、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しており、税務行政は、一層複雑・

困難なものになってきております。このような環境の中で、私どもは、申告納税制度を支える二本の柱、すなわち「納税環境の整備」と、「適正・公平な税務行政の推進」を図り、税務行政に対する国民の皆様との理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

具体的な取り組みとしましては、国税庁ホームページの充実やe-Taxなど、ITを活用した利便性の高い情報や申告・納税手段の提供をして参ります。特に、e-Taxの利用促進については、引き続き、最重要課題の一つとして、平成25年度までに利用率65%（法人税、消費税などの先行手続は、平成23年度までに70%）という目標達成に向けて、更なる利用拡大に努めて参ります。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員の設置や研修会の開催、昨年11月には日本橋税務懇話会の一員として、e-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていただくなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大なご支援、ご協力をいただいていると伺っております。皆様のご尽力のお陰で昨年度の全国のe-Tax利用率は50%を超えており、今後の税務署の事務の効率化にも大きく寄与するものと期待されます。しかしながら、東京局の利用率は全国値を大きく下回っております。皆様方には利用の推進について、引き続きより一層のご理解とお力添えを賜りますよう、特にお願い申し上げます。

また、書面添付制度につきましては、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取り組みをお願い申し上げます。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご発展を祈念いたしまして、着任に当たってのあいさつとさせていただきます。



着任のあいさつ

中央都税事務所長 たかはし なおゆき
高橋尚之

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で中央都税事務所長に着任いたしました高橋でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、先の東日本大震災の被災者の皆様、地震に伴う原子力発電所の事故による避難者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素より東京都の税務行政はもとより都政全般にわたりまして、深いご理解とご支援を賜っております。厚く御礼申し上げます。

昨年秋のタックス・フェア日本橋では、日本橋税務関係8団体の皆様から「e-TAX、eLTAX 利用推進宣言」をしていただき、eLTAX の積極的な利用に向けて多大なご協力をいただきました。誠にありがとうございます。今後も、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願いいたします。

また、毎年秋には、東京税理士会日本橋支部・京橋支部と中央都税事務所の連絡協議会が開催され、皆様との意見交換を行っております。都税に関する様々なご意見・ご要望を踏まえ、納税者の利便性の向上に向けた取組を行ってまいりたいと存じます。

さて、3月の大震災、原発事故以降、東京都は被災者の受入れ、物資の提供、被災地への職員派遣など、全庁をあげて被災者並びに被災地支援を行って

まいりました。主税局においても、400名を超える職員派遣のほか、被災者が都税の納税者になっている場合には、納期限の延長や徴収の猶予・減免制度の適用などを行っております。

震災対策は都政においても重要な課題であり、5月末に緊急対策を発表し、今後、都が全庁を挙げて取り組む被災者・被災地支援、産業振興、防災都市づくりなどについて、必要な財源として、新たに総額1300億円余を予算化いたしました。

景気は依然として厳しい状況にありますが、こうした一連の施策を履行するための財源確保に向け、私ども東京都主税局、中央都税事務所では、適正・公平かつ効率的な税務行政を推進し、納税者に対するきめ細かな対応とサービスの向上に努め、総力あげて、歳入局としての責務を果たしてまいり所存でございます。

eLTAX の利用拡大、代理送信の積極的な利用、都独自の減免制度である「中小企業者向け省エネ促進税制」の周知等、東京都の税務行政を円滑に進めていくには、税理士の皆様方のご理解とご協力が欠かせません。引き続き、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方により一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。





支部長退任のご挨拶

なかじまよしかず
顧問 中島美和

平成19年6月25日河原前支部長から支部長職を引継ぎ2期4年、6月21日の平成22年度支部定期総会をもちまして栄誉ある東京税理士会日本橋支部支部長を退任いたしました。日本橋支部では戦後生まれの初めての支部長として、無事4年間任期を全うできましたのは、副支部長はもとより、各部の部長や幹事の皆様のご協力、バックアップがあったればこそと感謝でいっぱいです。

支部長就任以来、「研修」「厚生」「広報」を支部運営の基本方針の3本柱に掲げ、担当部長のご協力を得、また会員の皆様にもご理解を頂きながら順調に任期を過ごせたことと自負しております。日本橋支部は約900名の会員を有する大支部となりました。東京税理士会(本会)には会員数が100名程度の支部もあります。支部事情が大きく異なる支部間では、本会の会務運営に対する要求も異なります。(例えば支部交付金の算定基準)そのような状況下で支部会員の不利益にならないような会務運営を要求するためには、会員の皆様のバックアップが不可欠です。新支部長に就任して頂きました藤山清春会員に対しましても、私以上のご理解とご協力、応

援をいただき、支部会員の皆様に不利益にならないような本会会務運営を要求できますようバックアップよろしくお願いたします。私も一会員として陰ながら応援する所存です。

7月の支部幹事会におきまして、日本橋支部「税理士雑談室」の室長に委嘱していただきました。支部長在任中、雑談室の充実に傾注してまいりました。毎月有意義な2時間半を過ごしておりますので、今後も一人でも多くの会員に参加いただきより充実した「雑談室」となりますようつとめますのでよろしくお願いたします。

最後に野球部の会員各位にお願いです。20年前に本会大会で31年ぶりに優勝して以来、惜しいところまで行きますが、残念ながら結果が出ていません。支部長在任中の4年間に胴上げしていただくことを夢見ていたがかないませんでした。現在、これ以上ないメンバーに恵まれ、チームワークはもちろん、ムードは最高です。是非今年の秋季大会では優勝して、前支部長を胴上げしていただきますようお願いたします。

会員の皆様、4年間ありがとうございました。



新 役 員 の 紹 介



副支部長
(総務・経理担当)
あさ み たつ お
浅見 達 雄

役員改選に伴い、性懲りもなく幹事に立候補し支部長の指名により副支部長の重責を担うことになりました。今後2年間、藤山支部長を補佐して、円滑な会務の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

総務部と経理部を担当いたします。総務部は他の部に所属しない会務を担当するという様に、要の部所であります。総務部員はもとより、会員皆様のご協力を得て勤めて参りたいと考えておりますので、支部の行事に積極的に、ご参加頂き会の発展に、ご協力頂きますようお願い申し上げます。



副支部長
(広報・厚生担当)
きの した じゅん いち
木 下 純 一

この度副支部長に選任された、木下です。2期目になります。

新支部長、藤山清晴氏を支えて、日本橋支部の運営に尽力していく所存です。

今期は、広報部、厚生部の担当になりました。広報部に関しては、広報部長と共に、会員の方々に興味をもって読まれる紙面の編集に心がけ、また、多くの会員に原稿を投稿して頂くようお願いする次第です。

厚生部に関しては、多くの会員に参加して頂きたいと思っています。従来から行っている厚生部活動だけでなく、新規の厚生活動も採用して、より多くの会員が参加出来るように望んでいます。例えば、ランニング、ハイキング、登山、旅行等を考えていますが、会員の要望をお聞かせ頂き、活発な厚生活動が出来れば良いと思っています。

任期の2年間、宜しく申し上げます。



副支部長
(研修・綱紀監察担当)
たき ぐち とし こ
滝 口 利 子

いわゆる税理士一家に育ち、昭和59年の登録から、ほぼこの業界に携わってきた。しかし、支部の役員の経験は浅く、前は研修部長という重責を仰せつかり、中島前支部長や佐々木総務部長に助けられながら、自由に任務を遂行させて頂いたと思う。というのも私自信、どうも周りに協力を頂くというのが下手だったということもあり、一人で決定していた。今度は、影で担当部長を支えていく任務であるとする。研修部は経験があるのだが、綱紀監察部は初めてで、大変頼りないが、真摯に対応したいと思う。

今、かなり時間を要しているが、三国志を読んでいるところで、やっと諸葛孔明が登場したところである。かなり、諸葛孔明に思い入れを持って読んでいる。彼のようにはなれないが、副支部長の任務は、軍師のようなものだと思っている。



副支部長
(組織・税務支援対策担当)
ほん だ じゅん じ
本 田 純 二

この度の役員改選により、副支部長を務めさせて頂くことになりました。

これまで本会理事を2期(4年間)務めてきましたが、支部の経験は2年(厚生部)しかありません。

誠に微力ではありますが、全力で藤山支部長を補佐して会務の運営に努めてまいりたいと考えています。

組織部及び税務支援対策部を担当しますが、組織部は緊急連絡網や支部諸規則の見直し等、税務対策部は受託事業や支部独自事業への対応等それぞれ重要な役割を担っています。

各部の皆様と力を合わせ、支部の発展に尽くしたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。



総務部長
佐々木 則司

この度の支部役員改選により、引き続き幹事をさせていただきますことになりました。

前回と同じく総務部長を務めることとなりました。支部長、総務担当副支部長も代わり、さらに総務部員も全員代わりました。新たな気持ちで皆様のお役に立つよう励みたいと思います。

会員の皆様と役員の方々のご協力を得て支部運営に努めたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いたします。



(総務部)
渋谷 三男

このたびの支部役員改選で、引き続き幹事を務めさせていただきますことになりました。

総務部の仕事は多岐にわたるようですが、藤山支部長、浅見副支部長、佐々木総務部長のご指導を頂きつつ、微力ではありますが支部運営に少しでもお役に立てればと存じます。

支部会員の皆様方のご協力に併せ、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

「渋谷」といえば、「忠犬ハチ公」が有名ですが、私「渋谷」も「イヌ年」でございます。



(総務部)
安田 信彦

このたび日本橋支部の幹事に就任致しました。安田信彦でございます。所属は総務部となりました、どうぞ宜しくお願い致します。

同時に本会の情報システム委員・電子申告推進員の委嘱も有り身の引き締まる思いがあります。

私に託された事は電子申告の普及を通して税理士業務の無償独占を確保することにあると思っ

ております。会員の皆様のお力をお貸し頂き電子申告の普及に努力していきたいと思っております。

皆様もお気づきの通り税理士業務の環境は電子申告が導入されて以来大きな変化が訪れてきております。この変化に顔を背けるのではなく、まずは向き合うことの必要性を感じて頂ければありがたいと思います。微力ながら頑張っ



(総務部)
野本 徳治

て参りますので重ねて願ひ申し上げます。支部幹事(総務担当)を仰せつかりました野本です。事務所は東日本橋3丁目です。住まいは千葉県船橋市。趣味はドライブです。

生まれは佐賀県呼子町(合併して唐津市)という玄界灘に面した小さな港町です。朝市や「イカの生き造り」が有名で、朝市は日本三大朝市の一つとされています。九州には素晴らしい景勝地もあれば、厳しい自然環境や自然の猛威の痕跡を目の当たりにすることもできます。機会がありましたら、是非、足を運んで下さい。新しい発見があると思

います。ところで会務は初めての経験ですが、先輩の皆様方のご指導をいただきながら、精一杯努めさせていただきますので宜しくお願ひ致します。



研修部長
青木 久直

この度の役員選挙におきまして、研修部長を仰せつかりました青木久直と申します。組織部長に続いて2回目の部長職です。支部の幹事は3期6年務めましたが、まだまだ若輩者です。これから2年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

研修については、税理士法並びに東京会会則において、資質の向上を図り、自ら研鑽に務める事が求められています。会員の皆様のご要望に応えられるようタイムリーなテーマで研修会を開催し、会員の皆様の一助になれるよう努力していきたいと思

ます。是非、研修会にご参加下さい。会員の皆様とお会い出来る事を楽しみにしております。



(研修部)

す 須 佐 正 秀

前期の税務支援対策部から、今期は、研修部を担当することになりました。続けて税理士会業務の根幹の仕事に関わられて、光栄です。

会員の皆様に、適期に適確な研修を提供して参りたいと考えております。

御協力宜しくお願いします。



(研修部)

あか さか みつ のり
赤 坂 光 則

茅場町に事務所を置く、研修部幹事の赤坂光則です。

研修部幹事となりまして、3期目になりました。過去2期4年の間、講師1回のほかは大した研修部活動を行っておらず、精々研修会での受付をお手伝いしたぐらいでした。

この間、日本橋支部所属の会員は飛躍的に増加しておりますが、研修会の参加会員数は必ずしも増加しているとは思われません。

研修会の回数こそ増加しましたがその割合に参加者数は伸びていないように感じております。研修会のテーマによっては相当数の会員や職員の参加もあるようにも感じています。

税理士法の改正が予定され、研修の義務化が制度化されようとしている今日的課題として、今後は会員参加数の増加に一層工夫する必要があるように感じています。

したがって、今後は研修会参加会員数の増加対策について、会員の方々にとってテーマ、会場、日時など参加し易い環境作りに努めて参りたいと思っております。

会員各位におかれましてはご意見ご要望を事務局までお寄せいただきます様お願い申し上げます。



(研修部)

さ の のり こ
佐 野 典 子

この度の支部役員改選により、引き続き研修部を担当することになりました。

前は、幹事になり、初めてのことで戸惑いながらも支部活動に積極的に参加させていただきました。

これから2年間は、研修部員の一人として、青木部長のもとで、会員の皆様にとって有意義な研修を企画・実行するために微力ながら力を注ぎたいと思います。



(研修部)

さ とう そう せき
佐 藤 宗 石

このたびの改選で新たに幹事をお引き受けさせて頂くことになりました。研修を担当することになりました。

日本橋支部の大勢の会員の皆様に、「あの研修はよかったね、役に立ったね。」と言っていたかのような研修内容で、時機に適した実行ができるよう力を傾注したいと思っております。

藤山支部長はじめ青木研修部長のもと、微力ではありますが一生懸命務めさせていただきますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



(研修部)

やなぎ はら なお と
柳 原 直 人

東京税理士会日本橋支部の皆様、こんにちは。

この度の役員改選により研修担当の幹事に就任しました柳原です。初めてのことで、何かと皆様にご迷惑をかけるかと思いますが、精一杯頑張ろうと気持ちを新たにしておりますので、宜しくお願い申し上げます。

研修担当としましては、先般開催された定期総会

で可決承認されました、平成 23 年度研修部事業計画を確実に推進して、皆様の業務等の充実に少しでもお役に立てるよう努力してまいり所存です。

やや堅い挨拶（顔写真も）になりましたが、自分では気さくな性格と思っていますので、気軽に声をかけていただけたら嬉しく思います。

これからも暑い日が続きますが、皆様のご健勝を祈念いたしまして、役員就任の挨拶といたします。



(研修部)

ひら さわ ちか のり
平 沢 親 範

この度、支部幹事に就任しました平沢親範といたします。研修部に所属ということで微力ではありますが少しでも日本橋支部のお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。税理士法人の勤務税理士として参加となります。今まで社外の税理士先生と交流する機会が少なかったものですから、これを機会に、多くの先生方と意見交換や情報交換をしながら自分自身も勉強していきたいと思っております。

税理士法人では業務管理部に所属しております。管理部門の業務を行いながら、担当の顧客も持ち税理士業務も行っております。前職が金融機関ということもあり、お客様と一緒に融資の相談等で金融機関にお伺いすることもあります。

若輩者ですので、ご指導を頂く場面が多いかと思っておりますが、どうかよろしく願いいたします。



広報部長

たか はし み つ こ
高 橋 美 津 子

この度、再度広報部長を務めることとなりました。

広報“にほんばし”は会員の皆様の渾身の作である原稿から出来上がっています。その、お一人お一人の文章の厚みに感動致します。そのような原稿を広報部として真っ先に校正で読ませていただくことに喜びを感じます。そして“にほんばし”は、東京税理士会の支部広報紙のなかでも充実度は類を見ないのではないかと自負しております。先輩から

脈々と引き継いできました“にほんばし”のその質をこれからも繋いでいかなければならないと責任を感じております。

表紙は広報部員が日本各地や海外へもカメラを持って出かけたり、また、編集会議で決まった写真を撮るため寒空の中シャッターチャンスを待つて・・・というように趣向をこらしております。今後ともご期待していただきたく願います。

また広報部員が皆様にお会いした時には原稿依頼をすることがありますのでその際にはお気軽にお引き受け下さい。

今期、広報部は一丸となって“にほんばし”発行にむけて頑張っていきます。



親しまれる広報を
目指します

(広報部)

お ばた たか お
小 畑 孝 雄

二期目の広報部担当を仰せつかりました。

これまでの2年の経験を生かして皆さんに親しまれる広報を目指して頑張ります。

充実した紙面作成のため一人でも多くの会員に登場（執筆）願いたいと思っております。

執筆依頼が参りましたら是非とも健筆を奮って頂きます様、部員一同心よりお願い申し上げます。



(広報部)

こ いで すみ え
小 出 純 江

平成 23 年度の役員改選により、再び支部幹事を務めさせていただくことになりました。担当は前期に引き続き広報部です。

『にほんばし』は数ある東京税理士会の支部会報の中でも、内容の充実さはピカイチと思っております。これも会員の皆様のご協力の賜物と、これからも皆様に喜んで読んでいただける紙面を作ってまいります。

本業がお忙しいなか原稿をお願いするのは、担当者としても甚だ心苦しいところでもあります。そんな私達にご理解とご協力いただければ、大変嬉しいことですので、よろしく願い申し上げます。



(広報部)

さくら い かず よし
櫻 井 和 儀

この度の支部役員改選により引き続き幹事として広報部を担当させていただくことになりました。

2年間広報部に所属し会報「にほんばし」に掲載するさまざまな支部活動の写真を撮らせていただきました。今後もより良い紙面を目指し、臨場感のある写真が掲載できたらと考えています。



(広報部)

うめ だ ふみ え
梅 田 文 江

この度の支部役員改選で、引き続き広報部担当の幹事を務めさせて頂くことになりました。

日本橋支部の会報「にほんばし」は会員の皆様が日頃感じている思い、実務的なこと、学術的なこと、経済社会のこと、趣味のこと、随筆等々、愚痴を含め様々な意見の発表の場として、益々充実させていきたいと考えております。会報が面白くなるかは会員の皆様の筆次第。原稿の依頼がありましたら、「待ってました！」という気持ちでお引き受け頂きたく。依頼がなくても原稿の持ち込み大歓迎です。

また、会報に関するご批判ご意見はいつでも承りますので、ご遠慮なくお申し出下さい。宜しくお願い申し上げます。



(広報部)

すず き かん
鈴 木 寛

この度、東京税理士会日本橋支部の幹事を拝命いたしました、AGS 税理士法人の鈴木寛と申します。税理士法第1条にあります税理士としての使命を常に意識し、また、支部として行なっている各種活動に積極的に参加することで、日本橋支部の発展に寄与していく所存でございます。

私ども AGS 税理士法人は統括代表社員であり

ます軒澤力及び廣渡嘉秀を中心と致しましたスタッフ総数 122 名の組織であり、現在 47 人の所属税理士のうち、日本橋支部に 42 人の登録をさせて頂いております。

私個人の紹介といたしましては、健康のための週末のスポーツクラブ通いと食通ではありませんが、美味しい食事とお酒を嗜むことを趣味としております。

若輩者ではございますが今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



(広報部)

いえ さき かつ お
家 崎 克 夫

平成 20 年 7 月に公務員生活の幕を閉じ、税理士稼業に足を染めて早 3 年となりました。今、ふと振り返ると、期待と不安を胸に一步を踏み出したあの頃が遠い昔のことのような気がしないではありません。私の主な活動は税務の事前相談や情報提供ですが、色々な方々にお会いして仕事や地域社会の様々な出来事、経験談を伺うことによって新たな感動をいただく機会の多いことに驚かされます。

“常在戦場”“現在の一瞬を大切に”とより強く感じるこの頃です。

微力ではありますが、高橋部長の下で、少しでも会員の皆様のお役に立つ情報提供、支部活動の報告等の紙面作りに汗を流していきたいと思っております。





厚生部長

おお さわ あき ひと
大 澤 昭 人

この度、役員改選により、厚生部を担当させていただくことになりました。今回で3期目になります。この任期中に是非とも野球部・ゴルフ部・テニス部・ボーリング部の支部対抗戦の優勝を実現させたいと願っております。厚生部はその他にも歌舞音曲部・囲碁部が活動しています。現在のところ6部ですが、新規創部も可能です。是非、ご要望をお寄せ下さい。微力ながら2年間、皆様に参加したくなるイベントを念頭に頑張っていきますので、宜しくお願ひ申し上げます。



(厚生部)

おか もと はち ろう
岡 本 八 郎

引き続き、厚生部担当となりました。

大澤厚生部長のもと、会員相互の親睦と融和を押し進める厚生部活動を心がけて、取り組んでまいります。

ご協力のほどお願ひ申し上げます。



(厚生部)

もり いち ろう
森 一 郎

このたび支部幹事に就任いたしました森一郎です。先日の定期総会において決議されました事業計画に基づいて、与えられました仕事を誠心誠意行っていく所存です。

具体的には厚生部に任命されましたので、日本橋支部の会員の皆様が楽しく参加できるものを企画し、仕事への活力になれればと思っています。



(厚生部)

わた なべ ひで き
渡 辺 英 樹

幹事就任の御挨拶に先立ちこの度東日本大震災で被災された皆様にお悔やみを申しあげます。

この度東京税理士会日本橋支部の厚生部幹事に就任致しました渡辺英樹と申します。今年の10月で税理士登録10年の節目を迎えます。微力ではございますが、厚生部の目的である会員相互の親睦が深まる様に、与えられた仕事に誠心誠意取り組んで参りたいと思います。昨年からは野球部の主将を拝命し、昨年は東京会ベスト4、第一ブロックリーグ優勝の成績を残す事ができました。これらは日頃の練習の成果と共に、ベテランと若手のチームワークの賜物と考えております。厚生部の活動が会員同士の交流を推進し、日本橋支部の活性化が図られるようにお手伝いが出来れば幸いです。



(厚生部)

あん どう かつ み
安 藤 克 巳

この度の役員改選により、厚生部担当（ゴルフ関係）を仰せつかりました。

このような職務は全く初めてであり会員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることも多かろうと思いますが、部長、副部長の御指導の下、自分なりに精一杯努力したいと考えておりますので、ご協力のほどお願ひ申し上げます。



(厚生部)

もり た こう いち
森 田 幸 一

この度の支部役員の改選により、初めて厚生部の幹事を務めさせていただくことになりました。

厚生部の活動は、ゴルフ、野球、歌舞音曲部等と多岐にわたっております。それぞれの活動、行事等の企画に少しでもお役に立てますよう精一杯努め

させていただきたいと思っております。
 何分、新米の幹事ですので会員の皆様のご指導よろしくお願ひします。



組織部長
 いのうえ しんいち
 井上 眞一

この度の支部役員改選により組織部を担当することになりました。宜しくお願ひいたします。組織部は支部諸規則の見直しとともに、支部緊急連絡網の見直し、防災対策の組織整備を図ることを事業計画としています。東日本大震災を教訓として、会員の皆様に役立つ防災情報等を提供していくとともに、大災害発生後の安否確認その他の情報をどのように収集し、そしてどのように提供していくことができるか、皆様のお知恵をお借りして万が一の場合にも機能する方法を検討していきたいと思ひます。



「絆」を深める組織部に

(組織部)
 なか たけ あき お
 中 武 昭 夫

今回の大震災で、人と人との「絆」というものが改めて認識されることとなりました。
 会務運営においては、会員相互の「絆」が一層深まるように、組織部がその一翼を担えるよう微力ながら努めさせていただきます。
 どうぞよろしくお願ひいたします。



(組織部)
 みどり かわ さとし
 緑 川 哲

組織部幹事に就くことになりました緑川です。
 組織部は支部諸規則の見直し、防災対策の組織整備等を分担しています。
 大変地味な組織部ですが、井上部長以下3名のメンバー全員、前期は厚生部に所属していましたので、明るく楽しい組織部活動となる予感がします。
 私も2期目の幹事として精一杯努めますので、

会員皆様の温かいご支援を宜しくお願ひ致します。



経理部長
 なかざわ いきむ
 中 沢 勇

この度の支部役員改選にあたり、経理部長を務めることとなりました。

経理部長の職もこれで3期目となります。

中島前支部長のもと不十分ながら2期4年務め、後任の方へ引継の準備をしなければと思っていたところ、藤山新支部長より再任のお話をいただき、私でお役に立てるならとお引き受けした次第です。

経理部は会員の皆様の貴重なる会費収入を、支部活動のより良い運営に生かされる使い方をし、その収支を明瞭に表現することが役割です。特に会費納入には会員皆様のご理解とご協力が無ければどうにもなりませんので、今後ともより一層のご支援を宜しくお願ひ致します。



(経理部)
 おおくぼ はやお
 大 久 保 速 雄

この度の支部役員改選で、引き続き幹事として経理部を担当することになりました。

前任の厚生部では皆様の多大なご協力をいただき、無事に任務を終えましたこと、厚く御礼申し上げます。

経理部では、ベテランの中沢経理部長の下、業務を誠実に進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。



綱紀監察部長

たかぎ たけひこ
高木 武彦

この度の支部役員改選により、引き続き幹事をさせていただくことになりました。

前々期は総務部、前期は広報部を担当させていただき、今期は綱紀監察部長という大任を仰せつかりました。

支部運営が円滑に推進されますよう、藤山支部長のもと微力ではありますが一生懸命務めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(綱紀監察部)

さいとう よしみつ
佐藤 嘉光

このたび支部役員の改選により、「総務部」から「綱紀監察部」に配属されました佐藤嘉光です。

東京税理士会綱紀監察委員として務めた経験を生かして、高木綱紀監察部長のご指導の下微力ですが、頑張る所存です。

最近、懲戒処分も多発しており、税理士としての資質の欠如の表れと思えます。一人ひとりが税理士としての使命を全うしたいものです。

これから2年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(綱紀監察部)

なる みゆう すけ
鳴海 悠祐

登録十年目で初めて幹事に選任され、綱紀監察部を担当することになりました。

税理士としての綱紀を守り業務侵害を監察することは、会員の皆様の権利を守るために大変重要なことであるとの認識を持って、高木部長の下で二年間努めてまいります。

今までは、一会員としてゴルフや懇親会などの支

部行事に参加することで会員としての責務を果たしたつもりでおりましたが、これからは、微力ではありますが幹事として会員皆様のお役にたてるよう頑張っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



税務支援対策部長

さいとう いくお
齋藤 郁夫

このたびの役員改選におきまして税務支援対策部長を務めさせて頂くことになりました。

前二期(4年間)は、研修部を担当しましたが、今回は部長職という大任で身の引き締まる思いです。宜しくお願い致します。

本年度の税務支援事業は次の3本柱を中心として実施する計画です。

- ① 東京税理士会の受託した無料相談等の事業
- ② 諸団体との協議に基づく事業
- ③ 支部独自の事業

これらの事業達成のため精一杯努めてまいります。会員の皆様方のご協力がなければ成り立たない事業です。積極的にご参加下さいませようお願い致します。



税務支援に携わって10年

(税務支援対策部)

ふくおか としろう
福岡 敏郎

再度、税務支援対策部副部長を拝命いたしました福岡です。税務支援に携わり、気がつけば、はや10年の月日が経っていました。

税務支援の基本は、様々な理由で、税理士に依頼できないような弱い立場の納税者の味方になるということだと思います。具体的には、確定申告期に実施する確定申告無料相談がスムーズに行えるよう裏方で支えたり、受付で納税者の対応をしたりとか、各種団体の要請に応じて、派遣する相談員や講師の調整をしたり等が主な仕事です。

新たに、事業を開始した納税者に、記帳の仕方や決算書の作成方法を無料で指導する場合の、担当の先生と税務署とのパイプ役を担うこともしています。

指導をしていた方が確定申告の際に小さなお子さん3人連れて、私の事務所においでになり、にわか託児所になってしまったこともあり懐かしい思い出です。

今回も、裏方でがんばりたいと存じます。各先生方には、いろいろとご依頼することも多いかと存知ますが、よろしく願い申し上げます。



(税務支援対策部)

ゆう き まさ し
結 城 昌 史

今期、税務支援対策部を担当することになります結城昌史と申します。

以前から税務相談会等に携わることも多かったのですが、今度は支部会員の方々にご協力を賜る立場となります。

税務支援対策部は、直接納税者の皆様に税に関する考え方・手続きを伝える・お手伝いすることによって、社会貢献に繋がる仕事と考えています。具体的には、法人会等の説明会・相談会等に協力するのがメインの仕事となります。また、昨年度からは、独自事業としての支部相談会を開催しています。まだまだ、周知・告知が必要です。いずれにいたしましても、先生方のお力添えなしには成り立たない事業ですので、これからも多くの先生方のご参加を宜しくお願いいたします。



(税務支援対策部)

すず き ゆき のぶ
鈴 木 幸 信

今回、広報部幹事に引続き税務支援対策部担当の幹事に就くことになりました。

広報部担当の際は、会員の皆様に多大なご協力をいただき有難うございました。

今後でもできる範囲で支部運営にお役に立ちたいと考えておりますのでどうぞ宜しくお願いします。



本会理事

規制改革・納税環境整備等
対策室室長

わか き しげ お
若 狭 茂 雄

この度の神津新会長となり更なる東京会の飛躍を求めて力強く船出した一員に加わり、この大任に、身が引き締まる思いでございます。

規制改革・納税環境整備等対策室長としての重責を神津会長はじめ富田副会長並びに瀬上専務理事、平井税務審議部長、名倉制度部長等に多くの手助けを頂戴しながら、納税環境整備等の新しい分野に、皆様の意見を聞き入れながら良い針路が見出すことができたと考えております。

国税通則法の一部改正が今国会に提出されましたが6月10日に税制改正法案が分離・修正となり、国税通則法改正等は引き続き協議とのこと、長年の念願であった納税者権利憲章等が延長国会で何とか日の目を見ることができると注目したい。ともあれ導入等が国民目線並びに納税者目線で、より良い納税環境の整備が進むことを期待しつつ、新体制の一員として、東京会会員のために、副室長と委員とともに一生懸命努力し、頑張りますので支部会員の皆様の応援とご協力をお願い申し上げます。



本会理事

さかした しんいちろう
坂 下 眞 一 郎

東京税理士会の理事を引き続き務めることになりました坂下眞一郎です。税務審議部での活動も継続できることになりました。2年前に初めて理事を勤めさせていただいたときには、私が税務審議部で何をしなければならないのか、そして何が出来るのか、といった不安で胸が痛くなるほどでした。その最中、東京税理士会の税務審議部の部長はじめ、講習会で講師を務められている当部の委員の方々とお話ができ、良い経験になりました。実務面では、今まで気付いていなかったことに目を向けさせていただいたほかにも、たくさんの方を教えることができました。他方、税務学会の公開討論会（一昨年は浦安、昨年は京都で開催）に税務審議部全員で参加

できたことにより部の結束が固まりました。更には、東京税理士会の先生方のみならず、他会の先生方と知り合いになることもでき、税理士としての交友関係の幅を広げることもできました。このような機会を与えていただいた日本橋支部の皆様にはお礼申し上げます。

2期目のスタートに当たり、更なる知識の修得と交友関係の幅を広げて行くことに注力してまいり所存でございます。税務審議部は税制改正等の情報がいち早く入る部署なので支部の皆様にもお知らせします。これからも、よろしく願いいたします。



本会理事

ふくもとみつお
福本光男

この度の役員改選に際し、皆様の温かいご支援により3期目の本会理事を務めさせていただくことになりました。東京会では2期目の常務理事として広報室長を拝命いたしました。その重責に心も新たに精進、邁進する所存です。

広報室の主な役割は、報道関係各社との折衝、取材への対応、租税教育、税理士制度のPR、ホームページです。

租税教育は年々成果を上げ、東京会の取り組みも大変評価されてきました。わが日本橋支部に於きましても、租税教育講師の方々のご努力で充実した租税教室が開催されています。改めて感謝いたします。

大学寄付講座も軌道に乗りましたが、更なる充実を図るため、選定基準、細則等の検討を重ねる所存です。

ホームページについては、支部会員の皆様にもご意見を頂き、多くの方達に見やすく検索しやすいシステムの構築を図りたいと考えています。是非、ご協力いただきたくよろしく願いいたします。

また、7月8日付けで日本税理士会連合会理事の推薦を受けました。支部のみならず東京会の代表の一員として恥ずかしくない発言を心がけることはもちろんですが、これからは広報室長として、一言一言が東京税理士会の見解と理解されることが多くなると思います。さらに研鑽を積み、2年間東

京税理士会のスポークスマンとして頑張りたいと思います。



本会理事

やまもとまさる
山本勝

この度、業務侵害監察部長を拝命しました。

仕事の内容は、主に、にせ税理士行為の予防と排除及び、不正な方法による税理士業務のあっせんや業務侵害行為についての対応であります。

これらを的確に行うには、先ず、幅広い情報の収集が重要と考えます。そのためには、税理士会支部は勿論のこと、国税当局をはじめ、関係諸団体との連絡調整が大切であり、日頃から風通しの良い環境作りを心掛けていくことが大事だと思っています。

また、にせ税理士の防止・排除の方策として会報をはじめ、地方公共団体の広報紙や報道機関等へも掲載を依頼する等、あらゆる機会を利用して周知を図っていきたく考えています。

当部の仕事を円滑に進めるためには、会員の皆様のご協力が是非とも必要であります。よろしく願い申し上げます。



本会理事

はなやま さぶろう
花山三郎

この度、東京税理士会本会理事に選任されました花山です。

この2年間日本橋支部で税務支援対策部の幹事を務めさせていただきました。本会でも税務支援対策部に所属することになりました。

本会の税務支援では、独自事業、受託事業、協議派遣事業の区分に応じて、納税者の信頼を高めることとし、特に独自事業の拡充を税務支援の重点施策に掲げております。

小規模事業者や税務署・税理士とは無縁な大多数のサラリーマン所帯のお役に立てるような税務支援の一助を担うことが出来ればと思っております。

会員の皆様方のご指導、ご協力のほどよろしく願いいたします。



監 事

いし かわ かつ ゆき
石 川 勝 之

この度、前期に引続き再度監事に就任させていただくことになりました。

小峰先生も引き続き監事にご就任いただけることで心強く思っております。

平成20年4月に新たな公益法人会計基準が設定され会計基準の体系・財務諸表の定義・附属明細書の新設・会計区分様式などを改正のうえ平成20年12月1日以降開始する事業年度から実施されました。支部会計もこの新会計基準に準拠して実施されているか否かを中心に会計監査を行っていきたいと思っております。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

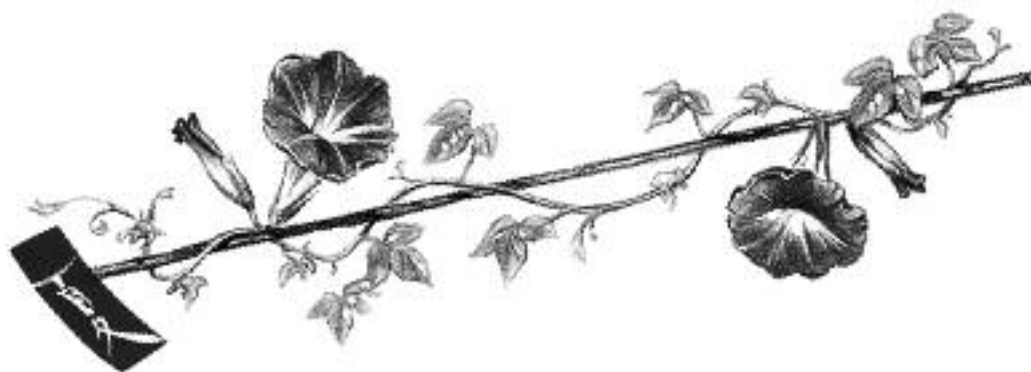


監 事

こ みね こう いち
小 峰 浩 一

この度の支部役員改選により、2期目の監事を務めさせていただくことになりました。1期目に、初めて支部決算報告に至る一連の経理関係書類等を拝見するなかで、経理・総務部の先生方のご尽力に接し、微力ながら監事として会務の一端を担う気持ちを新たに致しました。又、平成23年度予算においては、2特別会計の一般会計への統合にかかる公益法人会計の考え方について、再認識する機会を与えていただきました。

これからも支部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながらより一層の努力をいたす所存であります。何卒宜しくお願い申し上げます。





自己株式の取得と みなし贈与計算

なりた かずまさ
成田 一正



1. 論じる内容

(1) 株主からの買取要望

元役員、元社員や取引先等の株主から、資金化したいので発行法人に対して株式を買い取って欲しい申し出に対し、時価で取得すればみなし贈与の問題は生じない。しかし、売却する側の株主も買い取る側の発行法人もそこその値段ならばと、不用意に時価よりも低い価額で取引が成立してしまう。

売却側株主と購入側発行法人の両者の課税問題もあるが、忘れてならないのが残った株主への課税問題である。

(2) 指摘されるケース

ここでは同族会社の株主の、「みなし贈与」の問題点についてのみ検討する。

① 従業員株主からの買取

- ・従業員株主から発行法人が配当還元価額で買い取った。
- ・残った株主（残存株主）は同族株主だけだった。

② 他の同族株主からの買取

- ・社長の甥姪から相続税評価額以下の価額で買い取った。
- ・本人達は同意した価額なのだから問題はないと思っている。
- ・残存株主は同族株主の社長のみだった。

③ 社員持株会の解散

- ・社員持株会の維持が結構面倒。
- ・解散してしまい、発行法人が自己株式で取得する。
- ・残存株主は同族株主がほとんど。

④ 元取引先株主からの買取

- ・元取引先だったので株式を保有してもらった。
- ・取引関係がなくなったので、元取引先は株

式を処分したいと希望。

- ・いままで配当も十分にもらっているので、帳簿価額（安値）での売却で合意。
- ・残存株主の多くは同族株主。

これらのケースでは残存株主に対してみなし贈与課税の問題が生じることになる。

(3) 指摘される場面

① 相続税の税務調査の時

通常は贈与税だけの単独の税務調査は行われないようである。そこで、あまり表面に出てこないことが多い。しかし、いったん相続税の税務調査が始まると関連している項目には全部検討が入ることになり、この時に指摘されるケースが多い。

② 法人税申告書別表二

ご案内のように法人税申告書別表二は法人課税部門だけが把握しているわけではない。資産課税部門のしかるべき部署にも回付され、贈与税の課税漏れがないかがチェックされている。いわゆる「お尋ね」が舞い込んでくるケースである。しかし、発行法人が自己株式で取得するケースでは大株主の株数が動いていることはないので、発見される可能性は少ないかもしれない。

(4) 今回の論点

発行法人が自己株式で取得した場合に、残存株主に対して課税されるケースがある。ところが発行法人の相続税評価の方法は、純資産価額方式の場合もあれば、類似業種比準価額方式の場合もあり、折衷方式かもしれないし、株式保有特定会社に該当することもある。このような時にみなし贈与の課税は具体的にどのように行われるのであろうか。

類似業種比準価額方式でのみなし贈与対象課税財産と、純資産価額方式でのみなし贈与対象

課税財産では、影響額がまったく違ってくるので、課税される金額も違ってきてしまう。しかし、国税庁からの通達やQ&Aのような解説にはまったく計算方法が示されていない。実務上は極めて困難な場面に遭遇することになる。

2. みなし贈与が課税されるとする根拠

そもそもは相続税法第9条によることになり、みなし贈与に関する相続税法基本通達は以下に示されている。

相続税法基本通達 9-2

(株式又は出資の価額が増加した場合)

同族会社（法人税法第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。（昭57直資7-177改正）

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

この通達の(4)がここで議論している場合に該当する。

著しく低い価額で発行法人が自己株式で取得すれば、発行済株式総数がその分だけ減少するため、一株あたりの価額は上昇し、残存株主の持分が上昇してしまうため、売却株主からの贈与となることがわかる。

3. 具体的な事例による検証

(1) 被相続人へのみなし贈与課税

相続税の税務調査で、相続発生の2年前に発行法人が会長の甥姪から買い取ってしまったことが発覚してしまった。残存株主は会長のみであり、この会長には相続が発生しているが、生前に甥姪から会長に対して贈与があったものとして課税されることになる。

<事例>

- ・発行済株式総数 100,000株
- ・会長の保有株式割合 80%
- ・甥姪の保有株式割合 20%
- ・この甥姪の20%を発行法人が取得する。
20,000株
- ・売買価額 500円
(甥姪と発行法人との売買単価)
- ・発行法人の株価 (折衷方式)
類似業種比準価額 2,000円×0.5+
純資産価額 14,000円×0.5=8,000円
- ・自己株式取得後 発行済株式総数
80,000株で全株会長が保有している。

このような事例をこれから検討してみよう。

通達にいう「その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額」とは何かを具体的に算出しなければならないが、この場合にはいろいろな考え方が存在することになる。

贈与税課税対象金額を算出する時に、どの金額を課税対象とするかの明確な指針が示されていない。そこで、以下のようなことが考えられると思われる。

- ① 株式価値の増加の原因となった、会社における受贈価値
- ② 会長の所有する株式の相続税評価額の上昇価値
- ③ 買い取る以前の株価の調整

(2) 株式価値の増加の原因となった、会社における受贈価値とする考え

いわゆる発行法人が受けた利益額に対しての課税とする考え方で、上記の事例によると一株8,000円の株式を500円で取得しているので、一株7,500円の利益となり20,000株なので、

7,500円×20,000株=150,000,000円
この金額となる。

しかし、通達の文言をよく検討すると、「株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額」ということは会社が受けた金額ではなく、出資価額が増加した部分であるということから、この考え方は採用することは困難である。150,000,000円は会社が受けたものであり、株主が受けた金額ではない。

(3) 残存株主が所有する株式の相続税評価額の上昇価値とする考え

発行人の株式評価方法が純資産価額方式の場合には、この考え方はたいへん分かり易い。しかし、いくつかの問題も含まれている。

ひとつは上昇価値を厳密に考慮すると、マイナスの純資産価額であった法人が、受贈によりマイナスは減少したが、依然マイナスであるケース。確かに価値は上昇しているが、財産そのものからするとマイナスの状況には変更がないので、本来課税はあるべきではない。実務的運用もこのようになされている。

次に、評価方法による移転財産額の相違である。類似業種比準価額方式を採用できる法人にとって、自己株式で取得した結果の調整計算として、発行済株式総数と純資産の部の修正をして株価を算出したとしても、実際にはあまり大きな金額とはならないであろう。税務調査ではこの点が問題になるかもしれない。せっかく非違事項が発見されたとしても、増差税額にはあまり結びつかないので、少々抵抗があるかもしれない。

しかし、個人的な意見として、財産評価基本通達の考え方とするならば、評価方法の違いは発行人の個性が評価方法につながっているので、課税財産の金額を算出する根拠としてはもっとも正しいのではないかと考えている。

上記の事例により、発行人の自己株式取得後に折衷方式で算定すると、

類似業種比準価額 1,900円×0.5+純資産価額 17,500円×0.5=9,700円

従来 80,000株で@8,000円=640,000,000円だったものが、同じ 80,000株で@9,700円となり、一株 1,700円上昇し 776,000,000円に増加す

るので、136,000,000円の贈与財産という計算になる。

この事例は類似業種比準価額の斟酌率が0.5であるため純資産価額の影響が大きく株価に反映されるが、類似業種比準価額方式のみが採用される大会社ではほとんど上昇しないことになる。

(4) 買い取る以前の株価の調整

この考え方は、自己株式の取得は有償減資取引に類似している点に注目している考え方で、反対に自己株式の売却は有償増資取引に類似している点からも論拠はしっかりしている。会社法の改正により、自己株式の譲渡は募集株式の発行と同様の手続が必要となり、同じカテゴリーに属している。そうすると、自己株式の取得もその逆で有償減資取引と考えてもよいのではないか。

相続発生時まで増資があった場合の評価方法は、以下のようになっている。

財産評価基本通達

184 (類似業種比準価額の修正)

180《類似業種比準価額》の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。

(1) 直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合

180《類似業種比準価額》の定めにより計算した価額－株式1株に対して受けた配当の金額

(2) 直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合

(180《類似業種比準価額》の定めにより計算した価額+割当てを受けた株式1株につき払い込んだ金額×株式1株に対する割当株式数)÷(1+株式1株に対する割当株式数又は交付株式数)

この通達184-(2)には増資のことが記載されているが、有償減資取引も同じように考慮されるので、この算式を逆に利用すればよいのではないか。

上記の事例によると、

$$\text{算式} = \frac{8,000\text{円} - 500\text{円} \times 0.2}{1\text{株} - 0.2\text{株}} = \frac{7,900\text{円}}{0.8\text{株}} = 9,875\text{円}$$

自己株式の取得により、8,000円だった株式が9,875円に、1,875円上昇したことになるので、 $1,875\text{円} \times 80,000\text{株} = 150,000,000\text{円}$ 贈与により受けた財産評価となる。

もし仮に会社を通さずに、相続税評価額が8,000円の株式を甥姪から500円で20,000株直接に譲り受けた場合には、150,000,000円の贈与があったと見なされる金額は、

$$(8,000\text{円} - 500\text{円}) \times 20,000\text{株} = 150,000,000\text{円}$$

となるので、発行法人を通さずに直接に取引が行われたと同じ結果となる。法人を通じて与えた贈与財産と直接にした贈与財産が同額であるということは、課税上はこの考え方に妥当性はあるものと思われる。

4. 結論

最近では、自己株式での取引が多くなってきている。個人的にはみなし贈与の金額は相基通 9-2 дейように、「株式の価額のうち増加した部分に相

当する金額」であると思われるので、発行法人の評価方法が相違すれば、新たな評価方法により評価した金額との差額が贈与財産と思われる。

しかし、一方で自己株式の取得に伴う株価の修正は増資（減資）のように考えることも、その取引自体の贈与財産を計算する方法としては論拠があると思われる。

課税庁もこの点は十分に理解していると思われるが、実務の指針はまだ提供されていない。

実際に実務を行い、税務調査を受ける側としては、相基通 184 のように明確な指針を早く提供して欲しいところである。





私のあしあと

やまだ ふじお
山田 富士夫

「人に騙されても、人を騙すな」今から36年前に事故で死亡した父の、私が大阪へ旅立つ際にたむけてくれた、はなむけ（父の気魄）の言葉でした。今思えば、北陸の人達の気質（風潮）を表す言葉だったのかもしれませんが。

昭和19年、富山県の散家村で有名な砺波平野に農家の四男坊として生れた私には、幼い時から「お前には財産を分与する余裕がない。自分の財産は自分で造れ。国家公務員は大きな財産だ。」と言われ続けていたものでした。学校の先生を目指していた私は、大学受験で失敗し浪人生活を希望したのですが、そんな資金もないので叶えられず、支えに試みた国家公務員（三種）合格の税務職を選択せざるを得ず、大阪香里ヶ丘の税務講習所の門をくぐる他はありませんでした。講習所から東大を受験した者がいたと聞いて、1年間の研修生活を受験併用に早稲田大学を目指したのですが失敗し、中央大学合格を機に、昭和38年東京に出てきました。

以来40年、税務の職場に身を投じ、給料が安く、国民の眼が厳しい中、職場の仲間の温かい指導と鞭撻に後押しされつつ、平成14年無事退官し、昭和60年に取得していた税理士資格に基づいて、日本橋管内に事務所を設けさせていただきました。

職員時代、「橋」の名の付く税務署（京橋・日本橋・淀橋・板橋）に配転希望を何度もお願いしましたが最後まで叶わず、それで退職後はせめて「橋」の名の付くところで開業したいと、20箇所近くの事務所候補地を、3日間掛けて探し当てたのが現在のところでした。総武快速線、地下鉄の浅草線、新宿線、日比谷線の各線に便利で、隅田川沿いで家賃も安く、下町風の人情味溢れる界隈です。この好条件の中で個人事業者として平成14年9月に開設し

て早や10年目を迎えようとしています。

税理士といえども商売人です。どんなタイプの税理士を目指すべきか。初めのうちはいろいろと悩み、諸先輩の知恵やアドバイスをいただきました。暗中模索の内に親しい先輩のようにコンサルタント的なタイプを目指したのですが、それだけでは拡大ができないことに気付き、知人・友人を頼りに顧問先を増加させ、今日、まあまあの税理士業務をやっているなど胸を張れるまでにこぎつけることができました。

ただ、下手なのは、職員時代にあれほど税金を徴するための賦課調査で相手を厳しく追及できたのに、自分のこととなると顧問先への立会報酬額の請求がなかなか思うように出来ません。納税者からは時々、「あなたは税務職員より商売人の方に向いているのではないか」と言われたことがあったが、どうも請求事務は苦手であります。

京都の天龍寺の住職に精拙和尚という方がいまして、商売繁盛の秘訣について「何んの商売でも、三惚れということをおぼえてはならない」と戒めてくれています。後世になって『商売の三惚れ』として伝えられています。その三惚れとは、第一は「土地に惚れること」、第二は「商売に惚れること」、第三は「女房に惚れること」の三つだそうです。

第一の「土地に惚れること」とは、この土地にしっかり根を下ろし、土地と地元のお客様を大切に、惚れこんでかかることです。第二の「商売に惚れること」とは、どんな商売でもいやいやするようなら初めからしない方が良いでしょう。大切なのは、親譲りの大事な商売だからとか、仕事が楽しいからとか、苦しいけれど人が喜んでくれるからとか、自分の商売のためには命を打ち込めなければいけないということです。第三の「女房に惚れること」とは、新婚当初はお互いに惚れ合っていたが、5年、10年と経ってきて少しばかりの小金が貯まるとついつい女房を忘れがちになる。そしてよその女に手を出したり、博打に溺れたりして、家庭のことや、女房や、大切な人のことを忘れがちで商売に手がつかなくなるからです。

私もこの地域が好きです。お陰様で顧問先からの信用もそこそこ得られるようになり、税理士業も曲りなりに順風といったところです。第三の女房の件は15年前に先立たれ、残念の極みですが、健康には気をつけて頑張っております。職員等にも恵まれ

ております。

しかし、ご承知のとおり、税法は毎年改正され、会計方針もIFRSに向けて、複雑な会計基準が作られ強制適用されています。税を取り巻く環境も益々国際化し、複雑広域化しております。「学びて思わざれば則ち罔(くら)し。思いて学ばざれば則ち殆(あや)うし。」(論語) どんなに勉強しても、自分の頭で考えない限り、生きた知識とはなりません。老体に鞭を打ちながら各種研修会に参加して、自分の知識を拡げる努力をしなければと思っています。「飛躍の発展には、地味なる努力」を私の座右の銘として頑張っているところです。

高村光太郎の詩集「道程」に言わく、「僕の前に道はない、僕の後ろに道は出来る」しっかり前を見て一步一步自分が選んだ税理士の道を歩んで行きた

いと思います。

京都市左京区の龍安寺の方丈枯山水の石庭園があり、北東方向に「茶室蔵六庵」に置かれている石造りの手水鉢をご覧になったことがあると思います。茶室のお客さんが平伏して、手を洗い清める所から「蹲(つくばい)」と呼ばれていますが、この円形の蹲に水を張った『口』の文字の廻りに、それぞれの字を重ね「吾唯足知」とあります。これは、「足るを知る人は貧しいと言えど則ち富めり」と言い、つつましやかな生活の中にも「足るを知る」「知足の心」を忘れずにいれば豊かな心が送れ、富める人、福人と同じであると説いています。

私もあまり欲張らずに心に満ち足りた日々を送って行きたいと思うところでもあります。

随筆





国宝三城めぐり

なり まつ ひろ のり
成 松 博 典

5月の連休、例年だと、混雑する場所には行きたくないのですが、都内でおとなしく過ごすところですが、今年は放射性物質が怖いので(もちろん冗談です)、西へと向かうことにしました。

ただ、故郷である四国に直行するのも芸がないと考え、思いついたのが、犬山城・彦根城・姫路城の国宝三城を巡る旅でした。

現在、日本には、天守閣が現存する城は12しか



ありません。しかも、その多くは西日本にあり、4つは四国にあります。そのうち、松本城・犬山城・彦根城・姫路城は国宝に指定されており、「国宝四城」と呼ばれています。松本城を除く3城は、東海道・山陽新幹線利用で巡るには好都合であるため、今回、「国宝3城めぐり」を敢行することにしました。

実は、犬山城については、到着が遅すぎ、GWということもあって、天守閣は行列。一方、姫路城は、保存修理中で、天守閣がスッポリと覆われている状態。この2城は、再訪するという宿題を残すことになりました。

よって、ここでは、彦根城をレポートしたいと思います。

彦根は、東海道新幹線米原駅から在来線で一駅。彦根城は、駅前の大通りの突き当たりにあります。

城に到着後、すぐには天守閣へは向かわず、右手にある「花の生涯記念公園」へ。「花の生涯」とは、近江彦根藩主で幕末の大老、井伊直弼の生涯を描いた舟橋聖一の小説で、NHKでドラマ化されたのを記念してこの公園が造られたそうです。もっとも、私の記憶にあるのは、その後、日本テレビで放映されたのですが。

ここには、井伊直弼の銅像が、公園を見下ろすように建っています。桜田門外の変でその生涯を閉じ

た井伊直弼は、現在の日本の姿を見て、どう思うのでしょうか。

天守閣の方へと向かいますが、やはりGWの真っ最中ということで、90分待ちの表示。しかしながら、この日はまだ時間が早いこともあって、辛抱強く待つことにします。

待っている間に、「ひこにゃん」が登場し、和ませてくれます。それにしても、「ひこにゃん」の人気はすごく、全国に数ある地域マスコットキャラクターでは、もっとも有名と言えるのではないのでしょうか。

さて、1時間ほど待って、いよいよ天守閣へ。現存天守閣では、当然のように急な階段を上らなければ



ばなりません。ここでは、階段を2階上った所が最上階になります。年配の方も結構いらっしゃいましたが、みなさん元気です。見習わねば。

最上階からは、琵琶湖が一望できます。この近辺はそれほど都市化されていないのも、眺めを遮るものがないという意味で絶好です。各地の城を見て回っていらっしゃる方の話によると、この城は、松本城、熊本城と並んで見ごたえがあるということです。

かつて、藩主たちは、この天守閣で琵琶湖を眺めながら何を考えたのか。そういった思いをはせることができるのも、城巡りの醍醐味でもあります。

ここには、藩主・井伊家の名宝を展示した「彦根城博物館」もあり、ゆっくり見て回るには、丸一日必要かと思えます。これから、ここを訪れようとされる方は、ぜひゆっくりと時間を取られることをお勧めします。

追伸・国宝のもう一つ、松本城へは、近いうちに訪れる予定でしたが、先日の地震により、一部損壊したとの報道がありました。地元には、問い合わせが相次いでいるようですが、観光には何ら問題ないとのこと。いつ訪問するか、これから考えます。

東日本大震災 ～私に出来ること～

はまかわひさこ
濱川久子

息を呑むような光景が目当たりに広がった。

5月3日の早朝宮城県七ヶ浜町災害ボランティアセンターへ行く為にハンドルを左に切ると津波に襲われた田んぼが視界に飛び込んできました。4～5キロ先に松林が見え、そこに至るまでの広大な面積が全て津波の傷跡で覆われていました。家の2階部分だけ、車、材木・・・どう形容したら良いのかわからない被害状況が広がっていました。

震災以後、「自分に何が出来るのか？」日々自問自答しながら毎日インターネットで情報を収集して、各地の被害状況とボランティアに関する情報を収集し、まず現地に行って自分の目で見てみることにしました。

県外ボランティアを受け入れている所から仙台市北東にある七ヶ浜町へ行くことを決め、まず宿を確保しました。次にボランティアマニュアルに従

い、ボランティア保険に加入しゴーグル、マスク、手袋、長靴、ウエア上下を買い揃えピカピカのボランティア一年生のできあがりです。

丘の上にあるボランティアセンターは、9時に受付開始で、約300名のボランティアが集まっていました。

ボランティア内容は、援助物資の仕分、個人宅の片付け、炊出し、公道の清掃などでした。

私は、公道清掃に参加しました。

桜と五月（さつき）の街路樹は、遠めには分かりませんが、津波の傷跡は驚くべきものでした。五月には、松の小枝や、海砂、いろいろな物が引っかかかっていて、それらは手でしか取り除けないので、手で取り除いていると・・・？ 魚？

そう、なんと魚が五月の枝の中にいるのです。腐っていてやわらかいのかと思えば、硬いのです。ま

るで銀色に着色した木製の魚の模型のように・・・
 どうやら干物？ミイラ状態のようでした。それも1
 箇所だけではなく、あちこちで魚！と声があがって
 いるような有様でした。

約百名が一日の作業で土嚢袋約千袋のゴミを集
 め、道路だけは大分きれいになったかと思いき
 が、田んぼやのり面の膨大なゴミは人手で片付け
 られるレベルではないので、手付かずです。百名で3
 キロの公道にあった千袋のゴミをとっても微々た
 るものです。

報道では実感できない現実がありました。

この状況が、沿岸地域すべてに亘っているわけです。

ボランティア終了後に、「何年後かに元に戻った
 美しい田んぼが見たいですね」と言って別れ、車で、
 セツ浜町沿岸を1周してみると更に唖然とする景
 色を見ました。壊滅とは、こういうことか、漁港で
 は船が建物の上に乗れり、家は基礎だけになり、延々
 と数キロ先まで 基礎だけの家、かろうじて建物の
 外観だけを残している家、・・・爆撃を受けたのかと
 思えるような光景でした。

いったいこの状態が元に戻るには、どれほどの人
 手と時間が必要なのか？

救いは、自衛隊でした。あちこちで自衛隊が捜索
 や重機を使っているのを見かけま
 した。彼らがいると妙な安心感を覚えました。

セツ浜町へ行くもうひとつの目的は「ふるさと納
 税」でした。町のホームページから申込み書と十万円
 をもって町役場へ直接行って納税をしてきました。

震災後、自問自答していた「何かできないか」と
 いう問いに少しは答えが出せたかと思いましたが、
 被災地の現状を見て税理士として強く感じたのは
 雇用の喪失です。道路、町工場ありとあらゆる設備
 が壊滅的被害をうけているのをみると復旧資金の
 調達難しさ、従業員の雇用がとても気になり、調
 べていると被災企業へ被災地応援ファンドが
 見つかりました。酒造メーカー、醤油メーカー、水
 産加工会社など十一社の被災企業が復旧資金の募
 集を行っています。一口1万円から出資が可能で
 す。興味がある方はぜひ「セキュリテ被災地応援
 ファンド」で検索をしてみてください。

「宮城県災害ボランティア」ホームページ

<http://msv3151.c-bosai.jp/index.php>

「セキュリテ被災地応援ファンド」のHP

<http://www.musicsecurities.com/>

女川漁港付近 (H23.6.18 撮影)



この女川漁港が再開とのニュースが6月21日
 に入りました。

石巻市雄勝町 (H23.6.18 撮影)



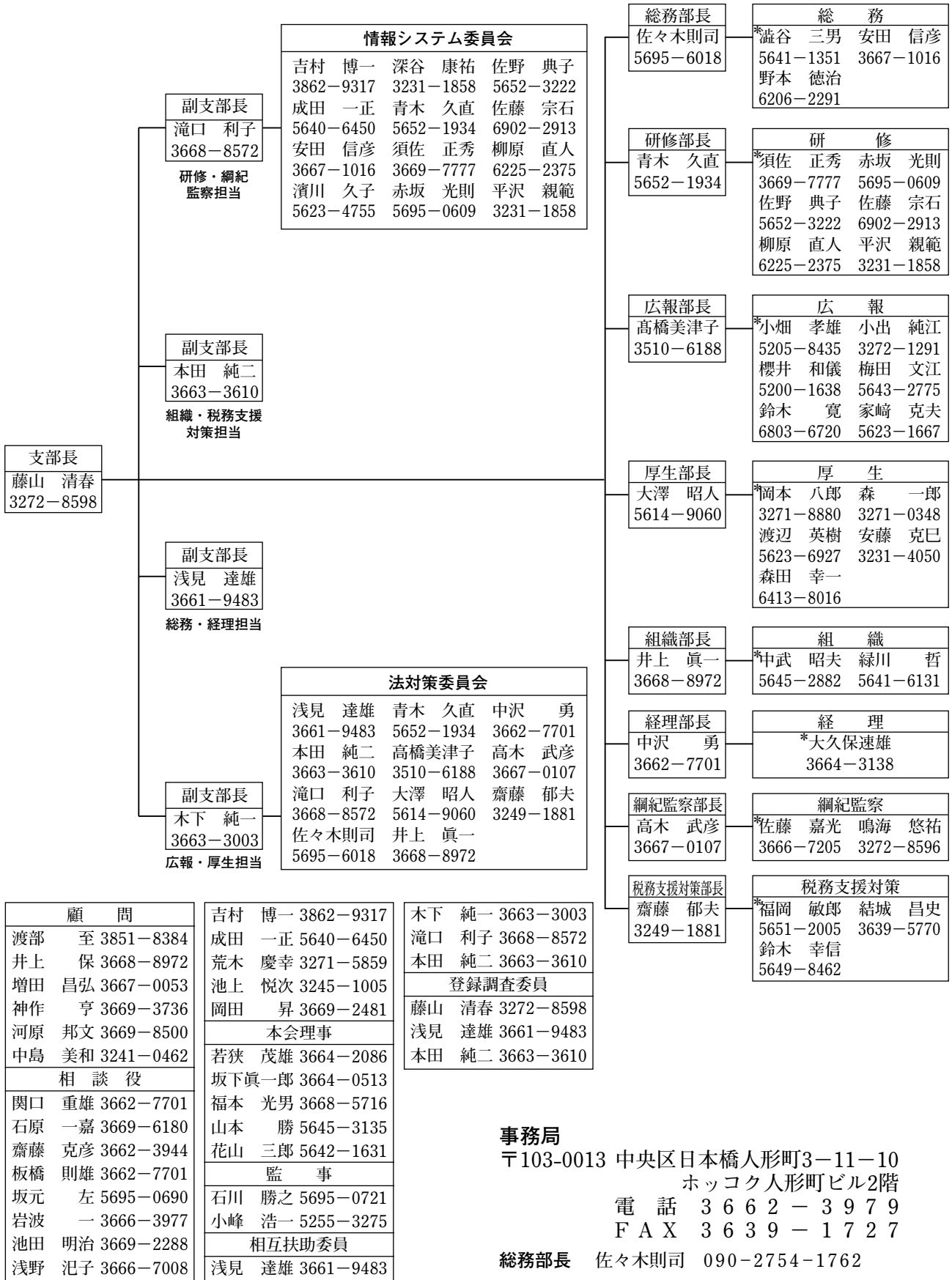
バスの乗客はどうなったのか？調べたが分かり
 ませんでした。



そうだ、負けるな東北！

東京税理士会日本橋支部平成23年度 役員及び組織図

*印は副部長



日本橋署新旧幹部職員名簿

平成23年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	若尾 誠一	八王子 署長	姉崎 正栄	【退職】
副署長(総)	渡邊 伸夫	浅草 副署長	福岡 広幸	税相 主任相談官
副署長(法内)	藤田 伸一	〔留任〕	清治 悟	麹町 指定特徴官
副署長(徴法調)	上田 孝佳	税大本校 課長補佐	藤田 伸一	〔留任〕
特 官(徴)	竹本 正年	麻布 指定特徴官		
特 官(法)	浅川 賢治	税相 主任相談官 総括	木本 忠	渋谷 指定特調官(法) 総括
特 官(法)	半田 龍実	〔留任〕	橋口 誠	神田 指定特調官(法)
特 官(法)	東館 稔	〔留任〕	半田 龍実	〔留任〕
特 官(法)	岡田 秀一	練馬西 副署長	東館 稔	〔留任〕
特 官(法)	松村 淳一	横浜中 指定特徴官		
特 官(源)	鎗田 一	神田 管運1 統括官	有賀 正樹	麹町 指定特調官(法)
総務課長	今重 雅文	山梨 総務課長	白尾 幸一	千葉東 指定特徴官
管運1統括	菊池 俊明	〔留任〕	菊池 俊明	〔留任〕
管運連調官	三浦 幸子	麻布 管運2 上席徴官	貞廣 政則	成田 個人(所得) 連調官
管運2統括	田中美津子	〔留任〕	田中美津子	〔留任〕
管運3統括	河内 英規	〔留任〕	河内 英規	〔留任〕
管運4統括	菅原 長利	館山 管運2 統括官	目関 満	日本橋 法人9 統括官
特 官(徴)			飯塚 孝久	市川 特別徴収官
徴収統括	本郷 利昌	東京局 徴収 機動課 主査	坂詰俊一郎	東京局 統徴官 主査
個1統括	川田 茂樹	東京上野 特別記帳 特記官	飯塚 裕子	【辞職】
個2統括	坂口 俊朗	小田原 個人2 統括官	須川 光芳	柏 個人2 統括官
個3料統括	関 明博	世田谷 資産1 統括官	中村 茂樹	松戸 指定特徴官
資産統括	林 祐一	〔留任〕	林 祐一	〔留任〕
特 官(法)	福田 英三	麹町 特別調査官(法人)	大森 和雄	【退職】
特 官(法)	川井 範雄	市川 特別調査官(法人)	水野 清孝	蒲田 特別調査官(法人)
特 官(法)	大沼 純一	〔留任〕	悦喜 博之	麻布 特別調査官(法人)
特 官(法)	佐藤 祐彰	〔留任〕	大沼 純一	〔留任〕
特 官(法)	今林 政徳	東京局 調3 調25 主査	佐藤 祐彰	〔留任〕
特 官(源)	長浜 信介	〔留任〕	長浜 信介	〔留任〕
特官連調官	菅 哲男	川崎北 法人1 連調官	山田 敏子	王子 法人2 統括官
法1統括	中村 功治	江東西 法人1 統括官	加藤 一夫	東村山 指定特調官(法)
法連調官	鳥海 久雄	京橋 法人1 連調官	黒木 健二	渋谷 法人17 統括官
法2統括	笹谷 哲三	〔留任〕	笹谷 哲三	〔留任〕
法3統括	佐藤 富子	〔留任〕	佐藤 富子	〔留任〕
法4統括	高橋 稔	〔留任〕	高橋 稔	〔留任〕
法5統括	菅原 裕治	〔留任〕	菅原 裕治	〔留任〕
法6統括	日向野和房	関信局 課2 法人 監3長	吉村 昇二	【退職】
法7統括	木村 喜之	〔留任〕	木村 喜之	〔留任〕
法8統括	志賀 龍二	〔留任〕	志賀 龍二	〔留任〕
法9統括	目関 満	日本橋 管運4 統括官	立田 賢一	【23.3 定年退職】
法10統括	穴戸 広宣	新宿 特官総合 連調官	若松 孝好	横浜中 法人9 統括官
国専官法	舟橋 浩明	麹町 国専官法	小堀 精治	東京上野 国専官法
国専官源	中谷 豊明	新宿 国専官源	浅子 尚樹	新宿 資産2 統括官
審専官法	望月 一	渋谷 審専官法	尾曲 浩一	豊島 審専官法
審専官源	菊池 洋美	〔留任〕	菊池 洋美	〔留任〕
課長補佐	阿部 光江	江戸川北 課長補佐	恩田 晃	葛飾 法人 連調官
総務係長	中村 徹	〔留任〕	中村 徹	〔留任〕
会計係長	松本 智	佐原 総務 主任	埜村 伸一	成田 個人(所得) 連調官

各 部 だ よ り

[総務部]

支部幹事会報告

平成23年4月21日(木) 10時30分開始

I 審議事項

1. 本会各委員等の推薦について
東京税理士会から本会各委員の推薦を求められているので、次の方々を候補者として推薦し、残り1名は部長会に一任して決めることで承認可決した。

各委員会のメンバーは次のとおり。〔敬称略〕

- ・各 部 委 員 佐藤嘉光、森 一郎、梅田文江
- ・登録調査員 藤山清春、浅見達雄、本田純二
- ・綱 紀 委 員 高木武彦、鳴海悠祐
- ・業務侵害監察委員 高木武彦、鳴海悠祐 (あと1名未定)
- ・紀 律 委 員 浅見達雄
- ・法 対 策 委 員 木下純一
- ・日本税務学会委員 滝口利子
- ・電子申告推進委員 成田一正、安田信彦、濱川久子、吉村博一、坂下眞一郎、岡田昇、佐々木則司、渡辺英樹

2. 東日本大震災義援金予算計上の件
23年度の事業計画に義援金募集活動への協力と、支援金支出(100万円)を事業活動項目として創設し拠出することを承認可決した。
3. 22年度各種無料相談担当者慰労会延期開催の件
震災により延期していた各種無料相談担当者慰労会(3月16日計画分)を5月16日の週に桂花苑で開催したい旨と具体的な日程の決定については執行部に一任することで承認可決した。

4. 支部新旧役員旅行の件
役員旅行の実施時期は総会終了後の6月26日27日に新旧役員の引継ぎを兼ねて行うことで承認可決した。

II 報告事項

1. 平成22年度各部事業報告及び平成23年度事業計画案について
2. 平成22年度・23年度支部会計収支報告・予算案について
3. 登録調査(4/8)の件

4. 日本橋税務懇話会(4/4)の件
5. 署との拡大定例連絡会(4/18)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年5月13日(金) 10時36分開始

I 審議事項

1. 平成22年度各部事業報告及び平成23年度事業計画の件
2. 平成22年度・23年度支部会計収支報告・予算案の件
各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より4月幹事会で配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け1.2.について承認可決した。
3. 定期総会(6/21)当日分担確認等の件
定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

II 報告事項

1. 顧問相談役会(4/26)の件
2. 登録調査(5/10)報告の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年6月6日(月) 10時30分開始

I 審議事項

1. 定期総会白紙委任状における代理人及び議案に対する賛否の件
白紙委任状における代理人は中島支部長とすることを承認可決した。
2. 事務局夏季休暇日程に関する件
7月の幹事会で改めて上程させていただくので本日は審議事項なしとしていただきたい。
3. 平成23年度定期総会日時の件
東京税理士会の平成23年度定期総会が6月19日で会場を予約のため、支部定期総会は6月20日以降とし、日程の確定は執行部に一任することとし、会場はロイヤルパークホテルで行うことを承認可決した。

II 報告事項

1. 定期総会、懇親会の分担再度確認の件
2. 会計監査報告(5/16)の件
3. 各種無料相談慰労会(5/19)の件
4. 東京会定期総会(6/20)の件

5. 関連団体定期総会出席の件

- ・日本橋優申会 (5/19)
- ・日本橋青色申告会 (5/24)
- ・中央区租税教育推進協議会 (5/25)
- ・モア・グリーン・ゴビ税理士の森基金 (6/2)

6. その他

中島支部長より、今月の支部長会で電子申告の代理送信の状況が公表され、日本橋支部は、48支部中20年度42位、21年度45位、22年度43位との報告があった。

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔常会報告〕

平成23年4月20日(月) 13時00分開始

東実健保会館6階が震災の影響で使用できないため、支部事務局で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、本会の公益活動対策部長の原稔常務理事より「東日本大震災の報告と東京税理士会の対応」についての説明があった。

次に各部各委員会報告、理事会報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

〔研修部〕

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成23年5月18日(水) 10:00～11:30

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：東日本大震災に係る税法上の取扱い

日 時：平成23年6月7日(火) 15:00～18:00

講 師：税理士 朝長 英樹氏

会 場：東実健保会館6階ホール

テーマ：資本等取引税制と組織再編成税制

日 時：平成23年6月21日(火) 13:00～15:00

講 師：税理士 小池 正明氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F

テーマ：会社の解散と清算事業年度の税務

日 時：平成23年7月7日(火) 16:00～19:00

講 師：税理士 引地 栄二氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：個人・法人間で非上場株式を譲渡する場合の注意点

～自己株式を中心に～

《今後の予定》

日 時：平成23年8月4日(木) 13:00～16:00

講 師：税理士 大久保 淳子氏

会 場：有楽町マリオン12階 有楽町朝日ホール

テーマ：「成年後見制度入門と税理士の役割

～具体的相談事例を紹介しながら～

※ 第一ブロック合同研修会 (第一回)

日 時：平成23年8月9日(火) 14:00～17:00

講 師：税理士 木村 金藏氏

会 場：東実健保会館6階ホール

テーマ：資産税課税強化にともなう新たな相続税対策

日 時：平成23年9月1日(木) 16:00～18:00

講 師：弁護士 橋本 浩史氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：民事再生・破産の手続

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成23年4月8日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年5月13日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年6月9日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年7月8日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年8月11日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

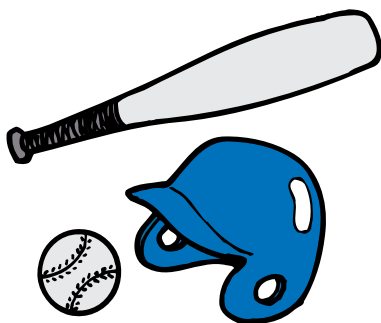
〈野球部〉

野球部の活動に関してご報告致します。春季大会は震災の影響で見送られ、第一ブロック・リーグ戦の初戦が今シーズンの公式戦開幕となりました。昨年度優勝で今期から追われる立場となりました。リーグ戦では、昨年以上にチームワークとプレーの精度が求められます。また高校・大学を通じて実績のある有望選手の加入もあり、東京会中でも注目を集める野球部の一つとなっています。限られた時間の中でチーム力を維持・向上していく事は難しい事ではありますが、少ない練習試合での反省点や課題を共有したり、出勤前の数十分などを利用し有志で早朝練習を行うなど、各部員の意識が非常に良い雰囲気の中でシーズン序盤を迎えています。平成23年6月までの活動状況は以下のとおりです。

4月1日 練習試合 vs 渋谷支部 4-8 負●
 6月3日 第一ブロックリーグ1戦 vs 京橋支部 12-1 勝○
 第一ブロックリーグ2戦 vs 麻布支部 7-5 勝○
 6月18日 練習試合 vs 埼玉支部連合 6-4 勝○
 第一ブロックの開幕戦は、ダブルヘッダーの2試合を共に勝利し幸先の良いスタートを切る事ができました。初戦の京橋戦では、櫻井選手の2点タイムリーを皮切りに9安打と打線が爆発。今期から合流した阿部、増田両選手にもヒットが飛び出し、守りでは阿部捕手のリードにより渡辺から塩谷選手への継投で最小失点と京橋支部に完勝しました。

続く第二戦は、日本橋支部の今後の成績に大きな希望をもたらす好試合となりました。相手は強豪の麻布支部。先発今井投手は、序盤集中打を浴びるも、その後完全に立ち直り見事7回完投勝利。センターラインを中心とした守備も安定感を感じさせました。小田選手の2盗塁を始めチーム全体の積極的な走塁でチャンスを広げると打線も細かく得点を重ね、終盤大澤選手の長打・塩谷選手の同点打で相手を追いつめ最終回にサヨナラ勝ちを収める事が出来ました。試合後、個々の能力で勝る麻布支部に今後も勝つために「nextplay」「次の塁を狙う」「狭殺」などの課題を掲げ今後の練習に取り組む事となりました。

また、今年漸く実現した埼玉支部連合との練習試合では、先制を許し追う展開となりましたが、中盤以降投手陣が踏ん張り、終盤に逆転しました。例えばリードを許してもチーム内には「最小失点で粘れば必ずチャンスが来る。」という共通認識を持ちながら諦めず戦う事が出来、麻布戦に続きチームの成長を感じさせる試合内容でした。



今まで一度も野球部への活動へ参加のなかった先生方も是非柔軟体操やキャッチボールへの参加をお待ちしていますし、また試合観戦だけでも結構ですので、野球好きな支部会員の方でも、是非一度足をお運び下さい。若手からベテランまでチームワーク重視の非常に息の合った野球部です。今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

主将 渡辺

〈歌舞音曲（カラオケ）同好会〉

会報128号に追悼記事を掲載していただきましたとおり、長年にわたり歌舞音曲部長をつとめられた中島重敏会員がご逝去されました。新部長には、前部長の遺志を嗣ぐ形で板橋則雄会員に就任していただくことになりました。板橋新部長よろしくお願いいたします。

カラオケ部は毎月、甘酒横丁そばの、個人所有のカラオケボックスをお借りして月例会を開催しています。

また、10月22日（土）には恒例の発表会を、JR神田駅そばのエッサムホールで開催する予定です。素敵なゲストもお招きしますので、多くの会員に観覧いただければと期待しています。



〈テニス部〉

5月11日（水）、品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで松岡コーチ指導のもと春季大会に向けて練習会を行いました。参加者は5名。練習内容はフォーメーションを中心に行い実践力を付けました。リターン返し方、雁行陣を基本としてボレーの練習、ロブのあげ方等々。後半は、前半の練習を基に試合形式の練習をしました。

5月16日（月）、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会

は税理士の妻も参加出来る大会です。参加者は、河野拓・岩川由美子組、中島美和・松下いつ子（妻）組、青木久直・中島三枝子（妻）組の3組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。午後は予選で決まった順位をもとにトーナメントが生まれ、順位グループごとにトーナメント戦が行われます。今回は河野拓・岩川由美子組が1位グループ、青木久直・中島三枝子（妻）組が2位グループ、中島美和・松下いつ子（妻）組が3位グループへと進みました。各組とも練習の成果があらわれず今回は入賞する事は出来ませんでした。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

今後の大会予定

秋季大会：10月4日（火） 予備日：12日（水）
 支部対抗戦：11月7日（月） 予備日：17日（木）



[税務支援対策部]

日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、本年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
4月6日（水）	法人会事務局	青木 久直
4月20日（水）	〃	岡村 宗男
5月25日（水）	〃	岩川由美子
6月8日（水）	〃	坂下 弘子
6月22日（水）	〃	福嶋 孝臣

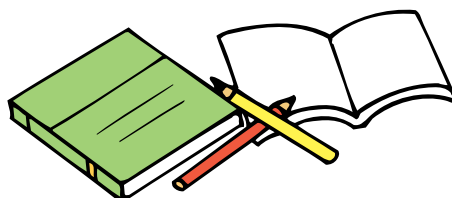
《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
4月8日（金）	中小企業相談センター	伊藤 孝
5月6日（金）	〃	河野 拓
5月27日（金）	〃	皆平 弘一
6月17日（金）	〃	佐藤 兆秀

《支部無料税務相談》

平成23年実施日	会 場	担当税理士
4月13日（水）	支部事務局会議室	丸山 清志
5月11日（水）	〃	木下 純一
6月8日（水）	〃	山崎 健



支部会員異動のお知らせ

平成23年4月1日～
平成23年6月30日

〈入会〉

4月1日 黒田 昌史 〒103-0013
日本橋人形町3-11-10
日本マネジメント税理士法人
電話 5946-9310

5月14日 江波戸正人 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

5月21日 横山 友之 〒103-0023
日本橋本町3-8-5
三共産業日本橋本町ビル5階
電話 5614-0910

5月26日 湯本 康弘 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-29-9
FH日本橋ビル5階
電話 6231-1932

5月26日 横山 和樹 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

6月17日 星 尊之 〒103-0007
日本橋浜町2-28-1
日本橋久松ビル5階
税理士法人プレントックスコンサルティング
電話 6638-6641

6月28日 原 大 〒103-0013
日本橋人形町1-18-5
TKビル4階
牛田英郎税理士事務所
電話 3667-3521

6月28日 増田 和弘 〒103-0015
日本橋箱崎町5-12-301号
光建ハイム日本橋
増田昌弘税理士事務所
電話 3667-0053

6月28日 渡邊 素子 〒103-0027
日本橋2-15-8
紅葉川ビル3階

〈転入〉

4月8日 久野 二実 江東東支部より
〒103-0012
日本橋堀留町2-6-2
パークハビオ人形町902号
電話 3664-0619

4月14日 田中 博之 麹町支部より
〒103-0027
日本橋2-3-21
八重洲セントラルビル7階
電話 3272-9612

5月1日 石橋 将年 四谷支部より
〒103-0025
日本橋茅場町1-12-1
新井ビル3階
電話 6231-0816

5月23日 伊藤 正則 芝支部より
〒103-0014
日本橋蛸殻町2-13-1
税理士法人あすか
日本橋オフィス
電話 3660-8743

5月23日 松澤 一寿 同 上

6月15日 渡辺 新 葛飾支部より
〒103-0002
日本橋馬喰町1-14-7
メインステージ日本橋馬喰町404
電話 6661-1082

〈法人入会〉

5月23日 税理士法人あすか 日本橋オフィス
〒103-0014
日本橋蛸殻町2-13-1
電話 3660-8743

〈事務所住所変更〉

松木謙一郎 〒103-0004
東日本橋3-9-3
アスコットパーク日本橋903号

小山 俊英 〒103-0007
日本橋浜町1-10-8
ワコー東日本橋903

小池 勇 〒103-0007

日本橋浜町2-28-1
 日本橋久松ビル5階
 垣本 容子 〒103-0025
 日本橋茅場町2-8-8
 共同ビル(市場通り)5階52号室
 佐藤 智子 同 上
 栃木伸二郎 〒103-0014
 日本橋蛸殻町2-13-1
 税理士法人あすか
 日本橋オフィス
 村本 泰雄 〒103-0013
 日本橋人形町1-12-11
 リガーレ日本橋人形町2902号室
 電話 5640-1567

近藤 廣志 〒103-0025
 日本橋茅場町1-11-9
 山本ビル9階

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人ブレンタックスコンサルティング
 〒103-0007
 日本橋浜町2-28-1
 日本橋久松ビル5階

〈事務所名称変更〉

横山 三郎 横山三郎税理士事務所

〈事務所電話番号変更〉

谷 夫久江 電話 3281-8945

〈転出〉

谷口 佳子 豊島支部へ
 宮島 義忠 八王子支部へ
 福留 正明 神田支部へ
 吉田 英之 蒲田支部へ
 福田 真弓 麹町支部へ

佐藤 雄太 新宿支部へ
 津坂 昇 豊島支部へ
 山田 好一 足立支部へ
 村田 裕 向島支部へ
 太田 一平 上野支部へ
 〈退会〉 雨宮 雅夫 業務廃止
 柳生 雅信 東京地方会へ
 秋田有紀子 名古屋会へ
 菅原 英樹 東京地方会へ
 大島 康一 東京地方会へ
 福岡 福男 業務廃止

〈法人会員転出〉

税理士法人チェスター 神田支部へ

〈法人会員退会〉

センチュリー税理士法人 解散

〈会員死亡〉
 謹んでお悔やみ申し上げます。

佐藤秀一郎 昭和7年10月25日生まれ 78歳
 平成23年5月7日死亡

木村 久弥 昭和6年8月12日生まれ 79歳
 平成23年6月10日死亡

編 集 後 記

2期4年の中島支部長の後をうけて就任した藤山新支部長をトップとする新体制がスタートしました。
 広報部は、高橋部長以下7人でのスタートです。留任者5名、新人は2名という組合せ。男女比は男性4名、女性3名というメンバーです。これから2年間このメンバーで親しまれる広報紙を目指して頑張ります。

今回は、総会特集、新役員紹介号ということもあって特大号となっております。高橋部長の記憶によれば129号を数える支部広報中、屈指のページ数にのぼるとのこと。皆さんに興味を持ってお読み頂くことを切望して止みません。
 編集委員：高橋美津子 小畑孝雄 小出純江
 櫻井和儀 梅田文江 鈴木 寛
 家崎克夫

神奈川・山梨の事業所も加入できるようになりました

- 協会けんぽにご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

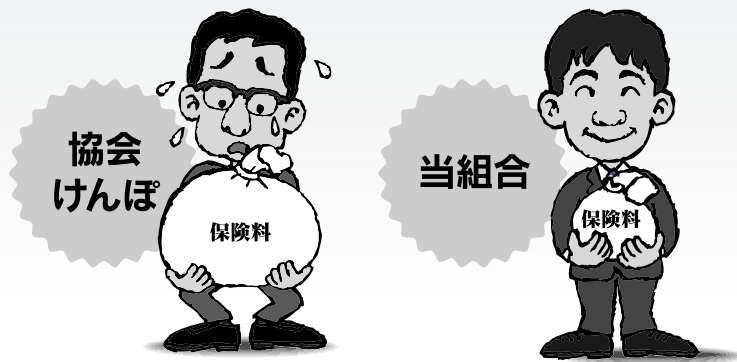
『税務会計監査事務所健康保険組合』は こんなにお得です!

当組合は
「協会けんぽ」に比べて
低い保険料率なので

1人年間で
125,628円も
お得です。

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

保険料を比べてみれば…



- 〈協会けんぽ〉と当組合の保険料率と保険料の比較
(標準報酬月額 38 万円、年間賞与額 95 万円の場合)

	協会けんぽ(東京)	当組合
保険料率 (給与・賞与)	$\frac{94.8}{1,000}$ (522,348 円) <small>※平成 23 年 4 月 1 日現在</small>	$\frac{72}{1,000}$ (396,720 円)
保険料	522,348 円 - 396,720 円 = <u>125,628 円</u> (1年間)	

税務会計監査事務所
健康保険組合

※平成 23 年 1 月より名称が変更されました

☎03-3232-5541(代)

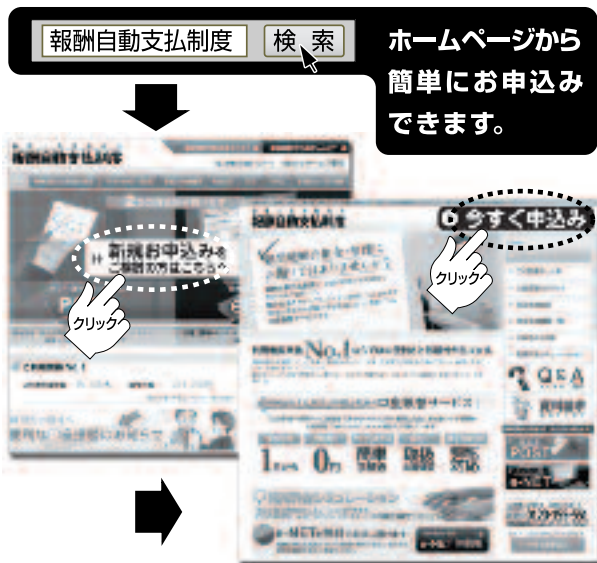
〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-II

<http://www.touzeikenpo.or.jp>

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET(オンライン型)とPOST(郵送型)の2つの方式から選べます。

顧問料
の集金



ホームページから
簡単にお申込み
できます。

税理士協同組合事務代行業社
株式会社 日税ビジネスサービス
☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>
〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

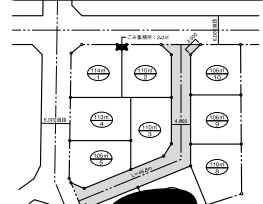
小規模宅地の特例改正で 相続税が増税に...

不動産
の売買

実績1
相続不動産等の売買
仲介500件/年

実績2
広大地用区画割図
提供1,000件/年

実績3
不動産鑑定評価
提供累計500件



税理士事務所
で発生する不動産案件は、
29年の実績と信頼の
当社へお任せ下さい。



税理士協同組合指定会社
株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220
URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

新登場 /

生きるための がん保険 Days

がん保険

税理士とその関与先のために
NICHIZEI GROUP
日税グループからの
お知らせです。

■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

所得補償保険
自動車・火災保険

生きるためのがん保険Days(デイス) 保険期間: 終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 (抗がん剤治療特約)は10年)

1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限*で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合

3 三大治療をしっかりと保障!
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!

プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。
(がん保険Days(デイス)の保障の一部ではありません。)

＋〈Days〉にプラス!

健康保険制度が適用されない先進医療にも対応! がん先進医療特約
女性特有の「がん」の保障を強化する 特約 ロサージュ
「がん」になったときの収入減少に備える 所得サポート特約

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏第一総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2011-0240 6月/17日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店
募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

安心療養サポート (団体所得補償保険)

- 最長1年間補償に加え、最長2年間補償タイプも新登場
- 無事故の場合、保険料の20%返れい(中途脱退の場合、返れい金はありません。)

団体30%
割引適用

生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引

このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品/パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ11-02497 2011/06/15

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店
株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



3つの商品で 安心・安全な事務所づくりをサポート

各商品は組合員価格でご紹介いたします。(関与先にもご利用いただけます)



商品ラインナップ

1. オンラインデータバックアップソフト

落雷、故障、操作ミスなどのパソコンデータ消失リスクへの万全な対策となります！

2. どこでもオフィス

ネット環境があれば外から事務所のパソコンを遠隔操作！
遠隔地でデータ入力やメールチェックなどができます！
複数の認証と暗号化でセキュリティ対策も万全！
初期設定からヘルプデスクまで、サポート体制も完備！


3. 複合機(コピー機)コンサルティング

リース料とカウンター料を見直して、ランニングコストを削減！

お問い合わせ・資料請求

TEL **03-5252-7811** FAX **03-5252-7823**

Webサイト <http://www.cosmotec.co.jp>

 **コスモテック特許情報システム株式会社**

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)

支部定期総会より



日本橋支部表彰受賞者(税理士業務に25年以上従事し、65歳以上)
中島前支部長・渡辺会員・渡辺会員、西村東京会副会長、小早志会員・伊藤会員



日本橋支部表彰受賞者(役員歴10年以上、満60歳以上)
中島前支部長、小池会員、若狹本会理事、西村東京会副会長



日税連表彰受賞者(税理士業務に30年以上従事し、65歳以上)
中島前支部長、中村会員、渡辺会員、渡辺会員、飯田会員、西村東京会副会長



春の叙勲受章者
中島前支部長、篠原会員、大西会員、西村東京会副会長



会員事務所 職員表彰



定期総会懇親会